

保護者の皆さんへ

平成15年度就学援助のお知らせ

風間浦村教育委員会

風間浦村では、お子さんが楽しく勉強できるように、経済的理由により学用品費、修学旅行費、給食費などの支払いでお困りの方に対し、費用の一部を援助しておりますのでお知らせします。

なお、14年度に引き続き希望される方も再度お申込みが必要です。

○対象となる方

次の措置を受けている方

- ア、生活保護の停止、または廃止
- イ、村民税の非課税、または減税
- ウ、国民年金の掛金の免除、または国民健康保険の減税
- エ、児童扶養手当の受給（児童手当とは異なります。）
- オ、その他、災害・病気等で、上記と同様な生活状態と認められる方

○対象となる費用

- ア、学用品費、通学用品費
- イ、新入学学用品費（小・中学校の新一年生のみ）
- ウ、修学旅行費
- エ、給食費

○申請方法

「就学援助申請書」と「保護者同意書」に記入し、学校または風間浦村教育委員会へ提出してください。

また、生活保護法による援助を受けていて、平成15年度に実施予定の修学旅行に参加予定で、修学旅行費の支給を希望する方も、提出してください。

○問い合わせ先

各学校か、風間浦村教育委員会学務課(☎35-2210)へ

自動車の名義変更・廃車手続
車検はお早めに!!

— 車検は一ヶ月前から受けられます —

受付時間（土・日曜・祝日を除く）

平日 8:45~12:00/13:00~16:00

例年3月は、名義変更（移転登録）・廃車（抹消登録）・住所変更等（変更登録等）の手続きで、運輸支局の窓口は大変混雑します。特に、3月中旬頃からは待ち時間が長くて申請者の皆さんに大変ご不便をおかけしております。名義変更や廃車等の手続きは、できるだけ3月14日以前に済ませるようにして下さい。

また、3月は車検（継続検査）も大変混雑します。

車検は一ヶ月前から受けることができますので、3月下旬に集中しないようお早めに済ませて下さい。

なお、自動車の登録・検査の諸手続及びユーザー車検の予約についてはテレホンサービスをご利用下さい。

最近、登録事項等証明書を悪用した組織的な自動車盗難事件や自動車検査証の不正な再交付申請が発生しております。そこで、犯罪防止のため運輸支局窓口において登録事項等証明書請求及び自動車検査証再交付申請時に身分確認（自動車運転免許証等）を行っておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。

国土交通省東北運輸局青森運輸支局

青森市大字浜田字豊田130-13 ☎017-730-1503

国土交通省東北運輸局青森運輸支局

八戸自動車検査登録事務所

八戸市大字市川町字秋上16-37 ☎0178-20-3161

テレホンサービス（24時間）

青森区域 ☎017-729-4222

八戸区域 ☎0178-20-4448

恩給欠格者、引揚者の皆さまへ

総務省所管の認可法人である平和祈念事業特別基金では、
次の方を対象に、内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

旧軍人軍属で恩給などを受けていない、
いわゆる恩給欠格者の方

①外地等の勤務経験があり、加算年を含む在職年が3年以上の方及び実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣名の書状・銀杯を贈呈しています。

（平和祈念事業特別基金等に関する法律第43条第1項に定める身分品の贈呈を受けた方は対象なりません。）

②内地勤務経験のみの方で、加算年を含む在職年が3年以上の方及び実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

③上記対象者で、請求を行うことなく亡くなられた方に、ご遺族からの請求に応じて対象者あての内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

③の請求期限：平成17年3月31日

※恩給欠格者とは、恩給法でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給を受給するための最低在職年数に満たない方及び旧軍人軍属としての在職に関連する満期年金等年金たる給付を受ける権利のない方をいいます。

終戦に伴い、本邦以外の地域から
引き揚げられた方

昭和42年の引揚者特別交付金を受給された方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。
（請求期限：平成15年3月31日）

●請求書類は、各市区町村の福祉関係の担当課に用意してあります。
なお、すでに請求された方は、請求の必要はありません。

お問い合わせ先 0120-234-933（フリーダイヤル）

〒163-0231 東京都新宿区西新宿2-6-1
新宿住友ビル31階

平和祈念展示資料館（新宿住友ビル31階）では戦争体験の労苦を物語る実物資料等の展示を行っています。（入場無料・月曜休館）☎03-5323-8710
ホームページ <http://www.heiwa.or.jp/>

平和祈念事業特別基金